



※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
秋田県	} 各市町村教育委員会の定める基準による	目的達成のための必要最小限度の額	最終学年又はその前年在学中1回	原則として全員参加	規定なし	30人につき1名+1名+責任者1名			
								小 普	3泊4日以内
								中 普	4泊5日以内
								高 普	1泊2日以内
								特別支援校	3泊4日以内
								小 高	4泊5日以内
								中 普	1泊2日以内
								小 高	3泊4日以内
								普 定	4泊5日以内
								特別支援校	1泊2日以内
山形県	} 規定なし	国内 100,000円を目安 内陸地方 103,000円を目安 庄内地方 130,000円を目安 海外	規定なし	原則、全員参加	規定なし	規定なし	航空機利用付帯条件なし。		
								小 普	1泊2日以内
								中 普	3泊4日以内
								高 普	4泊5日以内
								特別支援校	1泊2日以内
								小 高	3泊4日以内
								中 普	1泊2日以内
								小 高	3泊4日以内
								普 定	4泊5日以内
								特別支援校	1泊2日以内
福島県	} 規定なし	保護者の負担過重とならないよう配慮する	規定なし	原則として全員参加	限定しない	1~3学級/学級数+2名、4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名	市町村教育委員会に修学旅行実施届けを提出する 実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教員長に提出する。		
								小 普	4泊5日以内
								中 普	4泊5日以内
								高 普	4泊5日以内
								特別支援校	4泊5日以内
								小 高	4泊5日以内
								中 普	4泊5日以内
								小 高	4泊5日以内
								普 定	4泊5日以内
								特別支援校	4泊5日以内
茨城県	} 規定なし	保護者の負担過重とならないよう配慮する	原則として最終学年(小6、中3)	保護者の理解と協力を得て原則として全員が参加できるように計画する。	日本国内全域	おおむね参加生徒30人につき1人の割合	※費用については、11万円程度で実施するよう指導している。年度当初、各地区校長会、教頭会で指示済み。		
								小 普	1泊2日以内
								中 普	2泊3日以内
								高 普	4泊5日以内
								特別支援校	1泊2日以内
								小 高	2泊3日以内
								中 普	1泊2日以内
								小 高	2泊3日以内
								普 定	4泊5日以内
								特別支援校	1泊2日以内
栃木県	} 各市町村教育委員会の定める基準による	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。	第2学年又は第3学年 第2年次以降とする 第5学年又は第6学年 第2学年又は第3学年 第2学年又は第3学年	原則として全員参加	規定なし	生徒20名に対し1名以上+校長または教頭+兼護教諭	見童生徒の障害の状況等に応じた適正な数とする		
								小 普	4泊5日以内
								中 普	1泊2日以内
								高 普	2泊3日以内
								特別支援校	1泊2日以内
								小 高	2泊3日以内
								中 普	1泊2日以内
								小 高	2泊3日以内
								普 定	4泊5日以内
								特別支援校	1泊2日以内

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
<p>※海外修学旅行実施基準は別掲。</p>							
群馬県	小 普 中 普	市町村教育委員会の定める基準による	原則として第3学年	在籍数の90%以上	規定なし	規定なし	
	2泊3日以内	規定なし					
	高等学校の基準を準用する						
高	4泊5日以内 (120時間以内)	方面別標準経費を示して指導	原則として第2学年以上	在籍数の80%以上	規定なし	(1) 1学級に対して1名ないし2名の引率とする。ただし、1学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合は、その合計人数に1名を加えることができる。 (2) 宿泊を要する修学旅行にあつては、引率責任者は原則として校長、副校長又は教頭とし、上記引率者の数の枠外とする。 (3) 養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特別支援学校における修学旅行で重度障害の児童生徒が参加するため、特に必要とされる場合の教職員は、(1)の数に含まれないものとする。 (4) 教員は、特に必要と認めるときは、(1)～(3)とは別に定める人数を加えることができる。	[航空機利用] 1. 目的を達成するための交通手段として必要がある場合、 2. 参加生徒及び保護者の同意が得られていること。 3. 緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること。
特別支援学校	小 1泊2日以内 中 2泊3日以内	規定なし	原則として第3学年以上 6年 3年	在籍数の70%以上 在籍数の90%以上(視覚・聴覚・肢体・病弱特別支援学校は70%以上)	規定なし		
高	在籍数の80%以上(視覚・聴覚・肢体・病弱特別支援学校は70%以上)		最終学年又は前年	85%を下らない	規定なし	児童・生徒15～30人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別件)	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可
埼玉県	小 普 中 普	市内修学旅行は95,000円、海外修学旅行は100,000円(外国語科等設置校等国際交流に特色がある)と県教委が認めた学校については130,000円以内	中高学年	70%を下らない	国内及び海外	生徒15～30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別件) 川口市 生徒15～30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別件)	航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。
高	4泊5日以内 (120時間以内)						
特別支援学校	小 1泊2日以内 中 2泊3日以内 高 4泊5日以内 (120時間以内)	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	70%を下らない	規定なし	児童・生徒5人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別件)	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可 航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。
千葉県	小 普 中 普	市町村教育委員会の定める基準による					
職中	3泊4日以内	保護者の経済的負担を十分考慮して、その軽減に努力するものとす	規定なし	80%以上の在籍者の参加	規定なし	学級数×1.5+2 養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
高	4泊5日以内	100,000円以内(消費税別)	規定なし	80%以上の在籍者の参加 70%以上の在籍者の参加	規定なし	学級数×1.5+2+(1) (1)は、8学級以上のみ養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
特別支援学校	小 1泊2日以内 中 2泊3日以内 高 3泊4日以内	実施に必要な経費については保護者の経済的負担の軽減に努める。	規定なし	規定なし	規定なし	児童生徒3人につき1人+引率責任者を原則とする	航空機利用は前年度中に特別支援教育課と協議する。

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
小 普 普 中 普 普	区市町村教育委員会の基準による						
東京都	各学校の旅行計画について、東京都教育委員会と協議して実施している。						
全 定	9 6 時間以内	96,000円以内(税抜)	第2学年9月以降 第3学年9月以降	原則として全員参加	規定なし	規定なし	
小 日帰り	20,900円以内(税込)		第6学年	"	規定なし	規定なし	船中泊は原則として認めない(島しょ部にある特別支援学校を除く)
中 7 2 時間以内	56,600円以内(税込)		第2学年 第3学年	"	規定なし	肢体不自由2(生徒) = 1(引率者) 肢体不自由以外2.5(生徒) = 1(引率者)	船中泊は原則として認めない(島しょ部にある特別支援学校を除く) 船舶利用については、利用申請書を作成し学校経営支援センターと協議する
高 9 6 時間以内	96,000円以内(税抜)		第2学年 第3学年	"	規定なし		
小 普 普	市町村教育委員会の定める基準による						
神奈川 普 定	4泊5日以内	保護者の経済的負担を十分に考慮した適切な額	在学中	在籍生徒の80%以上の参加 在籍生徒の60%以上の参加	教育的見地から慎重に検討して選定	県立学校：学級数×1.2+2	
山梨 普 定	5泊6日以内	規定なし	2年又は3年 3年又は4年	10分の8以上	国内全域	30名につき1名以上+管理職	
小 2泊3日以内			原則、最高学年	10分の8以上 やむを得ない場合はこの限りではない	近接都県 関東・中部、近畿 国内全域	4名につき1名以上+管理職 6名につき1名以上+管理職	
中 1泊2日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の前減を図る。		6年 3年	規定なし	小：はなはだしく遠隔地を避ける。 中：規定なし	(学級数×2+2)名	
長野 普 定	3泊4日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の前減を図る。	最高学年あるいはその前学年(後期) 6年 3年 3年	"	規定なし	20~30人につき1名 (学級数×2+2)名	公立中学校に準ずる
新潟 普 定	1学年、2学年は日帰り、3学年は2泊3日以内(車中泊を含む)を2学年は委員会の承認を得て、宿泊することができる。	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回(宿泊を要するもの) 在学中1回	原則、全員参加	規定なし		航空機利用の場合、経費は航空機を利用しない場合と同程度
小 5泊6日以内(車中泊含む)	保護者の過重負担にならないようにすること						
中 5泊6日以内(車中泊含む)							
高 小 中 高	小、中、高等学校に準拠						

※海外修学旅行実施基準は別掲。									
校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
富山県									
小	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	市町村教育委員会に一任。		
中	3泊4日以内	規定なし	最上学年もしくはその前の学年	原則として全員参加	規定なし	生徒30名につき教師1名+学校医(若しくは養護教諭)	特別支援学級の生徒が参加する場合は特別支援学級担任が参加する		
高	4泊5日以内	過重とならないよう配慮すること	規定なし	規定なし	"	60人までは2名とする。超過する人数30人につき1名増可。養護教諭1名増可。			
特別支援学校	小 1泊2日以内 中 3泊4日以内 高 4泊5日以内	過重とならないよう配慮すること	"	"	"	障害の状態、日程、参加者数に応じて	中学部…中学校修学旅行実施基準に準ずる 高等部…高等学校修学旅行実施基準に準ずる		
小	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可)	80%以上	県内	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	障がい児学級の引率教員数は5人につき1名。	
中	3泊4日以内	"	最上学年又はその前学年	"	規定なし	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	児童、生徒5人につき1人を基準とすること。ただし、重度・重複障がい児の児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限の数を加えることができるものとする	海外修学旅行については、県教委と学校指導體と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率責任者は原則として学校長とする。	
高	4泊5日以内	"	"	"	規定なし	"	"	高等学校に同じ。	
石川県									
県立中 市町立中学校の基準に準ずる									
高	4泊5日以内	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年	80%以上	規定なし	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	児童、生徒5人につき1人を基準とすること。ただし、重度・重複障がい児の児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限の数を加えることができるものとする	海外修学旅行については、県教委と学校指導體と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率責任者は原則として学校長とする。	
小	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	"	最上学年又はその前学年	"	県内	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	児童、生徒5人につき1人を基準とすること。ただし、重度・重複障がい児の児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限の数を加えることができるものとする	海外修学旅行については、県教委と学校指導體と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率責任者は原則として学校長とする。	
中	3泊4日以内	"	"	"	規定なし	"	"	高等学校に同じ。	
高	4泊5日以内	"	"	"	"	"	"	高等学校に同じ。	
福井県									
各 各市町村教育委員会の判断とする。県立高志中学校は県教育委員会の定める基準による。									
高	110時間以内	必要最小限の額	最上学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	少なくとも2名以上とする。生徒30人につき1名を標準。			
小	34時間以内	家庭の経済的負担を考慮した額	6年又は5、6年	"	規定なし	旨・ろう学校、4人につき1名。特別支援学校、3人につき1名。			
中	58時間以内		3年又は2、3年	"	規定なし				
高	82時間以内		最上学年又はその前学年	"	規定なし				
小	1泊2日以内	規定なし	規定なし	原則全員参加	規定なし	児童20人につき1名+責任者 分校参加は教員1名増	特別支援学級は普通学級に同じ 引率者は担任1名+教員1名		
中	原則として2泊3日以内					生徒25人につき1名+責任者1名			
高	原則として3泊4日以内	必要最小限度の額とする	"	"	教育的見地に立ち、ねらいが十分に達成できるような目的地的	生徒30人につき1人 別に責任者2人			
特別支援学校	小 1泊2日以内 中 原則として2泊3日以内 高 原則として3泊4日以内	規定なし	"	"	"	5人につき責任者・教員・寄宿舎指導員各1名			
岐阜県									
高	原則として3泊4日以内	必要最小限度の額とする							

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
静岡県	小 普	規定なし (保護者の経済的負担を考慮して費用の削減を図ること)	規定なし	健康面等で心配のない生徒	規定なし	原則として1学年2人以内とし、これに児童生徒に対する緊急処置及び救急体制に関する業務のできる者又は養護教諭並びに責任者を加えた人数とする。	特別支援学級は普通学級に同じ
	中 普	規定なし	規定なし	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮し決定する。	原則として、責任者(校長、副校長、教頭又はこれに準ずる教員)各1人及び1学年につき教員又は実習助手2人とす。ただし、旅行行程内の実習助手単独の引率業務は不可とする。	計画・実施に当たっては、保護者に内容等について説明し、十分な理解・同意が得られるようにする。 航空機利用は保護者の理解・同意が得られるようにする。
静岡県	県立中 高	保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額	規定なし	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮し決定する。	原則として、責任者(校長、副校長、教頭又はこれに準ずる教員)各1人及び1学年につき教員又は実習助手2人とす。ただし、旅行行程内の実習助手単独の引率業務は不可とする。	活動内容や日程・移動等の計画の際は児童生徒の障害に配慮するよう指導している。航空機の利用は高等部に限り、安全対策を万全にする。
	特別支援学校	前年度の県立特別支援学校の学級別平均額を参考とする。ただし、保護者の負担を考慮し費用の前減を図る。	6学年が原則 3学年又は2学年9月以降	疾病等やむを得ない理由で参加が困難な児童生徒以外は原則として、全員とする。	目的地や見学場所は、日常の学習活動との関連及び児童生徒の障害の実態を考慮し、修学旅行を通して効果的な体験学習や情操教育等が深められるよう、十分検討の上選定する。	当該学年の担当教員+養護教諭(これに準ずる者)+責任者(管理職又はそれに準ずる者)	
	小 普	保護者の負担を考慮して、その軽減につとめる	最上学年	全員参加をたてまえとする	郷土を中心とした近隣府県の範囲	1学年2名 2学年3名 3学年4名 4学年5名 ※151名以上は6名 5学年6名 ※181名以上は7名 6学年7名 ※211名以上は8名	
	中 普	保護者の負担を考慮して、その軽減につとめる	最上学年	全員参加をたてまえとする	中部、近畿、関東地方の範囲	1学年3名 2学年4名 3学年5名 4学年6名 5学年7名 6学年8名 7学年9名 8学年10名 9学年11名 10学年12名 11学年13名	
愛知県	小 普	上限80,000円程度(消費税を含む)	3年又は2年 4年又は3年	原則、全員参加(80%以上)	限定しない	1学年3名 2学年4名 3学年5名 4学年6名 5学年7名 6学年8名 7学年9名 8学年10名 9学年11名 10学年12名 11学年13名	
	中 普	小学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	近隣府県の範囲	児童生徒	重慶・重徳障害の児童生徒参加の場合、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。
	特別支援学校	中学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	中部、近畿、関東地方の範囲	小：盲・知・肢・病3人、聾4人 中：盲・知・肢・病4人、聾5人 高：盲・知・肢・病4人、聾6人	
	高 普	高等学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	限定しない	上記の児童生徒数につき引率者1名	
三重県	小 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	中 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	高 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	特別支援学校	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
滋賀県	小 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	中 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	高 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	特別支援学校	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
京都府	小 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	中 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	高 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				
	特別支援学校	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による				





※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
<p>※香川県は、2019(令和元)年度分のデータを掲載。 } 市町村教育委員会の定める基準</p>								
香川県 } 市町村教育委員会の定める基準	全	3泊4日以内	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	(学級数×1.5名) + 養護教諭		
	中	4泊5日以内	2年又は3年 4年又は3年	—	規定なし	30人につき1名 + 引率責任者、養護教諭		
	小	1泊2日以内	6年又は5年	原則として全員参加	近畿・中国又は四国地方	<肢体不自由、視覚障害> 2人に1名 + 養護教諭		
	中	3泊4日以内	3年又は2年		近畿・中国又は九州地方	<知的障がい、病弱、聴覚障害> 4人に1名 + 養護教諭		
	高	4泊5日以内			規定なし	(重複は2人につき1名)		
	小	} 市町村教育委員会の定める基準						
	中	4泊5日以内※	保護者の経済的負担に 配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。	
	高	5泊6日以内※	保護者の経済的負担に 配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子児童生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。	(註)※ただし、特別の事情があるときは教 育長と協議の上、日数の限度を超えて実施 することができる。
	小	1泊2日以内※	21,580円以内	在学中 各学部1回	10分の9以上	参加生徒数÷40×1.5人	5人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子児童生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。	
	中	4泊5日以内※	57,720円以内		2/3以上	校長又はこれに代わる責任者を含み、参加生徒数÷30+1。なお、生徒数100人につき1人の数を加えることができる		
高	5泊6日以内※	原則107,810円以内	規定なし	2/3以上	[視覚障がい・聴覚障がい] 参加数÷5+1 [知的障がい・肢体不自由・病弱] 参加数÷3+1			
小	} 市町村教育委員会の定める基準による							
中	4泊5日以内	保護者の負担過重とな らない必要最小限度の 額	規定なし		規定なし			
高	5泊6日以内							
小	2泊3日以内							
中	4泊5日以内							
高	5泊6日以内							
小	規定なし	※2	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上	※1 県立高等学校、久留米市外三市町高等学校 組合は規定なし。古賀高等学校組合は4泊5日 以内。久留米市教育委員会は5泊6日を標準と する。	
中	規定なし	※2	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上	※2 県立学校、久留米市教育委員会における経費 基準 ※3 市町組合立高等学校における経費基準 ・久留米市教育委員会は国内：81,000円以内 とする ・久留米市外三市町高等学校組合は国内：特に 基準はないが県の規定を適用する ・古賀高等学校組合は国内：「保護者の経済的 負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、 校長が定める必要最小の額」とする ※6 久留米市外三市町高等学校組合は規定なし ※7 (引率責任者(校長又は教頭とする)も含む) なお、引率責任者(校長又は教頭とする)も含む なれば、引率責任者(校長又は教頭とする)も含む こと。また、配慮が必要な生徒の指簿の ため、増員を望む場合は教育委員会に相談す ること。 ・久留米市外三市町高等学校組合は規定なし	
高	規定なし	※2	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上		
小	規定なし	※1	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上		
中	規定なし	※1	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上		
高	規定なし	※1	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上		

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
市町教育委員会の定める基準による							
佐賀県	小 普 中 普 高 普	規定なし(保護者の負担軽減に努める)	在学中1回	1佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準「1」による	規定なし	30人につき1名+保健担当者の数(切上)を引率者数(30人未満は2名以上)とする。団長は校長・副校長又は教頭(引率者数を含む)	
長崎県	小 普 中 普 高 普	高等学校に準ずる					
市町教育委員会の定める基準による							
長崎県	小 普 中 普 高 普	原則として県立高校と同様の基準。ただし、旅行費用は75,000円程度を上限とする。	規定なし	参加率60%以上、休業日は40%以上	規定なし	30人につき1名、最低2名を下回らない。団長は教頭	
熊本県	小 普 中 普 高 普	63,000円を上限とする	規定なし	2/3以上の参加	規定なし	1学級(学級数+1)～(学級数+2) 2学級以上(学級数+2)～(学級数+3)	
熊本県	小 普 中 普 高 普	85,000円を上限とする	〃	〃	〃	1学級：3人、2学級：3～4人、3～4学級：学級数+1 1～5学級以上：学級数+2人	30日前までに教育委員会と事前協議。航空機の利用については、本人及び保護者の同意が得られていること。欠航・空港着陸地変更の事態に対応できる方策が講じられている場合につき認める。
熊本県	小 普 中 普 高 普	原則として、特別支援教育就学奨励費負担金の支給額を上限	〃	〃	県内又は沖縄を除く九州	1学級：2～3人 2～10学級：学級数+2～学級数+3	
熊本県	小 普 中 普 高 普	85,000円上限	〃	〃	九州、山口県、広島県		
市町村教育委員会ごとに規定する							
大分県	小 普 中 普 高 普	3泊4日以内(関西以西及び海外は4泊5日を認める)	3年又は2年	原則80%	制限なし		
大分県	小 普 中 普 高 普	4泊5日以内	4年又は3年	原則70%	制限なし	引率責任者は原則として校長又は副校長とし、やむを得ない場合は校長等に代わるべき教員が当たる。 引率教員数は参加生徒に応じて定める	
大分県	小 普 中 普 高 普	1泊2日以内	6年又は5年	原則80%	近県		
大分県	小 普 中 普 高 普	3泊4日以内(関西以西方面の場合は4泊5日を認める)	3年又は2年	〃	関西以西	それぞれ学校の特殊性を考慮して、さらに必要数の教員を加えることができる	
大分県	小 普 中 普 高 普	4泊5日以内	3年又は2年	原則70%	制限なし		
大分県	小 普 中 普 高 普	2泊3日以内	在学中1回	規定なし	規定なし	引率責任者を除き、生徒30人につき1人(県立中学校のみ)	航空機利用は、十分な合理性が認められる場合 ・申請書等は、実施90日前までに提出(県立中学校のみ) (高)定時制は全日制に準ずる
大分県	小 普 中 普 高 普	3泊4日以内	在学中1回(前期課程1回限り)	規定なし	規定なし	引率責任者を除き、生徒30人につき1人	
宮崎県	小 普 中 普 高 普	6泊7日以内	在学中1回(後期課程1回限り)	原則として、在籍生の80%以上	規定なし	引率責任者を除き、生徒30人につき1人	
宮崎県	小 普 中 普 高 普	2泊3日以内	在学中1回	原則として、全員参加	児童生徒の障がいや状態や発達段階、現在の健康状態等を十分考慮するとともに、教育的に意義のある目的地を選択	児童生徒の実態に応じて、その都度協議する	
宮崎県	小 普 中 普 高 普	3泊4日以内	〃	〃	〃		
宮崎県	小 普 中 普 高 普	4泊5日以内	〃	〃	〃		

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
鹿児島県	小 普	1泊2日以内	規定なし	90%以上	規定なし	校長又はそれに代わる責任者が引率責任者となる。女子児童生徒が参加する場合は、必ず女子教員を引率者に加える。	・特別支援学級は通常学級に同じ。 ・航空機利用・船中泊は離島の学校。
	中 普	3泊4日以内	規定なし	90%以上	規定なし		高校教育課に申請し、実施日の20日前までに教育長の承認を受ける。
	高 普	5泊6日以内	規定なし	65%以上	規定なし	25人につき1名+責任者+養護教諭(配慮の必要な児童生徒に対して5名につき1名増員できる)	特別支援教育課に申請し、実施日の20日前までに教育長の承認を受ける。
	小 普	1泊2日以内	小学校に準拠	規定なし	90%以上	30人につき1名	往復航空機利用を認める。
	中 普	3泊4日以内	中学校に準拠	6年又は5年 3年又は2年	90%以上	3人につき1名+責任者+養護教諭 (重複学級車椅子利用の児童生徒一人につき1名)	※肢体不自由教育校(肢体不自由教育部門を有する学校を含む)においては、特に必要な場合には関西圏域までの実施ができる。
沖縄県	高 普	5泊6日以内	規定なし	65%以上	規定なし		
	小 普	1泊2日以内	規定なし	90%以上	規定なし		
	中 普	3泊4日以内	規定なし	90%以上	規定なし		
	高 普	6泊7日以内	規定なし 保護者負担の軽減	70%以上 (希望者制)	規定なし		
	特別 支援 校	1泊2日以内 3泊4日以内	規定なし 保護者負担の軽減	3年又は2年 4年又は3年 6年	規定なし	県内 九州圏域※	
高 普	4泊5日以内	規定なし	3年又は2年	過半数以上	広域関東圏域まで		

《政令指定都市》

※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
札幌市	小	普	1泊2日以内	30,000円を基準額とする(宿泊研修と見学旅行の合計額)			規定なし		車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、バス及びフェリー
		前期	実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(中学校)に、2回目(小学校)に準拠することとする	実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする
		後期	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする
札幌市	中	普	3泊4日以内 航空機利用は2泊3日以内	84,500円を基準額とする(宿泊研修と見学旅行の合計額)見学旅行は3泊4日の場合は92,000円 航空機を利用する場合は93,000円	最終学年	原則として全員参加	北海道 東北地方及び関東地方		車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
		前期	実施しない						
		後期	5泊6日以内 (機内泊1日以内)	173,000円以内(「燃油サーチャージ」を含めない)	学校において定めるところとする	原則として全員参加	海外(アジア・オセアニア地域) 日本国内及び海外(アジア・オセアニア地域)	人数規定はないが、引率旅行引率旅費配分基準による 教育委員会が示す修学旅行引率旅費配分基準による	利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー 車船中泊は2泊以内とすること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
仙台市	小	普	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。	最高学年又は前学年		会津若松・盛岡方面が多い		特別支援学級は通常の学級に準ずる。
		中	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。	"		関東(東京、千葉)が多い。	40人以下2人以上、40人を超えるときは、超える数の20人までごとに1人を加算。救急看護の心得がある者を含める。	
		高	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。	"		関西が多い		
特別支援校	中	普	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。					
		中	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。					
		高	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。					

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
さいたま市	小 普 1泊2日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して適正な額とする	最終学年又はその前学年	学年人数の85%を下らない	指定無し	参加児童・生徒15～30人に対し教員1人を基準とする。(特別支援学級は児童・生徒5人に対し教員1人)ただし、引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする	特に必要と認められる場合は、実時間72時間を超えない範囲で車中泊1泊を加えることができる
高・中・等	4泊5日以内(120時間以内)	目的の達成と保護者の経済的負担を十分に考慮した上で適正な額とする	在学中1回に限り、中・高学年において実施する	70%を下らない	日本国内	引率教員の数は、15～30人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者、及び保健責任者は別枠とする	(1)航空機の利用について、あらかじめ参加生徒及び保護者同意を得ること(2)航空機利用に伴う緊急事態に対応できる方策をあらかじめ講じておくこと
特別支援校	小学校の実施基準に準ずる						
中学校の実施基準に準ずる							
高等学校の実施基準に準ずる							
千葉県	小 普 日帰り(1～6年) 1泊2日(6年)	保護者の負担が過重にならない範囲	1～6年	原則、全員参加	①日光、鬼怒川 ②箱根、鎌倉 ③山梨、鎌倉	30人につき1名、県外は校長又は教頭	特別支援学級は通常の学級に準ずる。障害の種別・程度に応じて特別配慮する。
中 普	日帰り(1年) 2泊3日(3年)		1年・3年	"	規定なし	校長又は教頭1人+学級数×1.5人。養護教諭又は、保健衛生の心得のあるもの1人。	保険の加入。
高 普	4泊5日以内	"	規定なし	80%以上	"	実態に応じて定める	障がいの種類・程度に応じて特別配慮する。
特別支援校	日帰り		1～6年	原則、全員参加	"		
中 普	2泊3日		3年				
高 普	2泊3日		3年				
横浜市	小 普 規定なし(児童生徒への健康面の負担配慮)	保護者の過重負担とならない範囲	第6学年(最終学年) 第3学年(最終学年) 第3学年又は第2学年 第4学年又は第3学年	児童生徒の健康面の負担等を十分配慮すること、また、宿泊に伴う経費については保護者への経済的負担を十分考慮し学校として説明責任を果たせる範囲内とする。	実施上の留意点として、行事の目的や児童生徒の発達段階などに応じて、目的地の選定が行われているか、実施の時期について学校運営上、無理のないように考慮されているか、日程上で、距離や時間、又は、見学場所が無理がないよう配慮されているか記載。	児童・生徒の実態に応じ定める	特別支援学級は普通学級に準ずる。
特別支援校	"		第6学年 第3学年		小学校に雅児 中学校に準拠	生徒の実態に応じ定める	
高 普	1泊2日	17,900円(消費税8%適用) 18,300円(消費税10%適用)	6年		日光		
中 普	2泊3日	64,800円(消費税8%適用) 66,000円(消費税10%適用)	3年	原則として全員参加	京都・奈良・ 広島・九州・福井	20人につき1人	特別支援学級は、普通学級に同じ
高 普	4泊5日	112,400円(消費税8%適用) 114,500円(消費税10%適用)	在学中1回		近畿・九州・沖縄 方面・四国		
特別支援校	1泊2日						
中 普	2泊3日						
高 普	4泊5日						
川崎市	小 普 1泊2日		6年		日光		
中 普	2泊3日		3年		京都・奈良・ 広島・岩手・宮城		
高 普	1泊2日		6年	規定なし	日光	規定なし	
特別支援校	2泊3日		3年	規定なし	京都・奈良・ 広島・岩手・宮城	規定なし	
相模原市	小 普 1泊2日		6年	規定なし	日光	規定なし	
中 普	2泊3日		3年	規定なし	京都・奈良・ 広島・岩手・宮城	規定なし	
特別支援校	1泊2日						
中 普	2泊3日						
高 普	1泊2日						
特別支援校	2泊3日						
高 普	1泊2日						

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
新潟市	小 普	2泊3日	5, 6年	規定なし	新潟県の実施基準に準ずる	・宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
	中 普	2泊3日	2, 3年			
	高 普	5泊6日	在学中1回			
	特別 学別 校支 援	5泊6日				
	高 定	2泊3日				
静岡市	小 普	1泊2日～3泊4日程度	基準なし	小・中学校に準ずる	泊を伴う場合は、1学級につき2名以内とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる教員)及び引率責任者(校長又は教頭)を加える	
	中 普	1泊2日～3泊4日程度	〃	〃	〃	
	高 普	規定なし	規定なし	規定なし	原則として、責任者(校長、副校長、教頭又はこれに準ずる教員) 養護教諭(又はこれに準ずる教員) 各1人及び1学級につき教員2人とする	届出制
	小 普	1泊2日～3泊4日程度	規定なし	規定なし	原則として、1学級2人以上とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる職員)及び責任者を加えた人数とする	本県・訪問先に「緊急事態宣言」が発出、または、本市・訪問先が「まん延防止等重点措置適用市町村」の場合は見合わせる。
	中 普	1泊2日～3泊4日程度	規定なし	規定なし	同上	同上
浜松市	特別 学別 校支 援	規定なし	規定なし	規定なし	同上	同上
	小 普	1泊2日以内	第6学年	原則、全員参加	学級数+1名+校長+養護教諭	特別支援学級担当教員(実情に応じたプラス)
	中 普	2泊3日以内	第3学年	〃	学級数あたりの教員数 1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名	中学校において出発・帰着時に送迎バスを利用する場合は2,000円を増した額とする
	高 全	3泊4日以内	第2学年	〃	5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名	
	特別 学別 校支 援	1泊2日以内	第3・4学年	〃	9学級15名 10学級16名 11学級18名	
名古屋市	小 普	1泊2日 … 22,690円以内	6年	原則として全員参加	約30人につき引率1名	育成学級は、普通学級に準ずる
	中 普	2泊3日 … 57,910円以内	規定なし	〃	〃	航空機利用は、一定の条件の下に認め
	高 普	航空機利用の場合… 60,910円以内	規定なし	〃	〃	〃
	高 定	2泊3日 … 57,910円以内	規定なし	〃	〃	〃
	特別 学別 校支 援	航空機利用の場合… 80,000円以内 3泊4日 … 85,340円以内 航空機利用の場合… 101,010円以内 4泊5日 … 103,640円以内	規定なし	〃	〃	〃
京都市	小 普	航空機利用の場合… 119,310円以内	〃	〃	〃	〃
	中 普	〃	〃	〃	〃	〃
	高 普	〃	〃	〃	〃	〃
特別 学別 校支 援	〃	〃	〃	〃	〃	〃

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
大阪府							
小	3 6 時間程度	27,000円程度	第6学年	原則として全員参加	近畿・中国地区内	学級数×2+2	特別支援学級は普通学級に同じ
中	6 0 時間以内 (夜行便利用 7 2 時間以内)	保護者の過重な負担にならない範囲 60,000円程度とする	規定なし	"	東…関東、 西…九州方面まで を原則とする	学級数×2+2	"
高							
小	該当なし						
中	該当なし						
高	該当なし						
堺市							
小	規定なし						
中							
高							
神戸市							
小	1 泊 2 日以内	22,690円以内	規定なし	原則として全員参加	規定なし	学級数×1.5+2名	特別支援学級は通常学級に準ずる。
中	6 0 時間以内	59,000円以内 航空機利用60,910円以内	規定なし	"	規定なし	"	"
高	105時間以内 (バス利用については110時間まで認める)	80,000円程度まで	規定なし	"	規定なし	"	夜行バス利用は避ける。
小	上記に準ずる	上記を超える場合は、特別支援教育課要相談、極力限度内に収める (在籍数と予算の関係による)	規定なし	"	}	学級数×1.5+2名+α (各校の実情により認めている)	小学校に準拠
中			中学校に準拠				
高			高等学校に準拠				
岡山市							
小							
中							
高	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	岡山市の規程に基づいて派遣 岡山市の規程に基づいて派遣 岡山県の規程に基づいて派遣		
小	1 泊 2 日以内	29,300円(消費税を含む)を 最高限度額とする	最終学年を原則	全員参加が基本	規定なし	23名につき1名+引率責任者(校長又は教頭)1名 +養護をつかさどる教職員1名	
中	2 泊 3 日以内	58,000円(消費税を含む)を 最高限度額とする	第2学年を原則	"	"	前期：23名につき1名 後期：28名につき1名 +引率責任者(校長又は教頭)1名+養護をつかさどる教職員1名	
高	4 泊 5 日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	前期・後期それぞれ、最終学年又は前学年を原則	"	"	28名につき1名+引率責任者(校長又は教頭)1名+養護をつかさどる教職員1名	
広島市							
小	1 泊 2 日以内	おおむね、小学校の場合をめやすとする	最終学年を原則	"	"	2名につき1名+引率責任者(校長又は教頭)1名+養護をつかさどる教職員1名	
中	2 泊 3 日以内	おおむね、中学校の場合をめやすとする	最終学年を原則	"	"	2名につき1名+引率責任者(校長又は教頭)1名+養護をつかさどる教職員1名を標準として参加児童・生徒の実態に応じて計画する	
高	4 泊 5 日以内	おおむね、高等学校の場合をめやすとする	最終学年又は前学年を原則	"	"		

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
北九州市	小 普	1泊2日 大分・熊本方面 30,641円以内 長崎方面31,975円以内 市内33,446円以内	第6学年	原則として全員参加	○大分・熊本方面 ○長崎方面 ○市内(県内)	(普通学級+特別支援学級)×1.8を標準とする。	特別支援学級は普通学級と同じ
	中 普	2泊3日 61,500円以内	第2学年	"	・関西方面 ・中国方面 ・九州方面 ・四国方面	(普通学級+特別支援学級)×1.5+2を標準とする。	
	高 普	5泊6日 100,000円以内	第2学年	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	
福岡市	特別 支援 学級 後	小学校に準拠 中学校に準拠 高等学校に準拠	学級数×2.0を標準とする 学級数×2.0を標準とする	(引率教職員) (引率教職員)			
	小 普	1泊2日以内 22,690円以内	規定はないが6年	全員参加	特になし	学級数×1.5+2	
	中 普	2泊3日以内 60,910円以内	規定はないが2年		特になし		
	高 普	5泊6日以内 特になし	規定はないが2年	80%	特になし	学級数×1.5+1	
	特別 支援 学級 後	3泊4日以内 22,690円以内	規定はないが6年	全員参加	特になし	学級数×2.0	
	高 普	5泊6日以内 107,810円程度	規定はないが3年又は2年		特になし		
熊本市	小 普	1泊2日以内 規定なし 参考：23,000円前後	6年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を含めることが望ましい	
	中 普	2泊3日以内 規定なし 参考：55,000円前後	2年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を含めることが望ましい	
	高 普	5泊6日以内 90,000円程度	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内は規定なしとして 海外は原則として 韓国、中国、台湾	1学級：3名 2～4学級：学級数+1～学級数+2 5学級以上：学級数+2	国内の航空機利用を認める(保護者の同意を得る)
特別 支援 学級 後	小 普	1泊2日以内 保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、児童の心身の負担等を考慮して選定する	1学級：2～3名 2学級：4～6名 3学級：6～9名	—
	中 普	2泊3日以内 保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級：2～3名 2学級：4～6名 3学級：6～9名	—
	高 普	5泊6日以内 保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級：2～3名 2学級：4～6名 3学級：6～9名	—